

### 基準額の算出方法

$$\text{町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 21\%} \div \text{町に住む65歳以上の方の人数} = \text{保険料の基準額}$$

### 介護保険料の段階と保険料額

介護保険料は、基準額をもとに、所得によって1～7段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	第4期 保険料の調整率	第5期	
			保険料の調整率	保険料年額 (下段：月額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.50	同左	29,400円 (2,450円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	//	29,400円 (2,450円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	//	44,100円 (3,675円)
第4段階 (軽減)	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.83	0.85	49,980円 (4,165円)
第4段階 (標準)	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で第4段階(軽減)に該当しない方	基準額	同左	58,800円 (4,900円)
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.08	1.10	64,680円 (5,390円)
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	同左	73,500円 (6,125円)
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50	//	88,200円 (7,350円)

※保険料の調整率について、第4段階(軽減)と第5段階の見直しを行っています。  
 ※第7段階の基準となる合計所得金額が、国の法律で200万円から190万円に引き下げられました。

#### ◎介護保険料は忘れずに

介護保険料は介護保険サービスに必要な費用を賄う重要な財源です。一人一人の保険料が介護保険制度を支えています。保険料は忘れずに納めてください。保険料を長期間滞納している人は、介護サービスを利用するとき、サービス利用料をいったん全額負担することになったり、負担率が増加したりする場合があります。

### 後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

お問い合わせ先 山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。平成24・25年度の保険料率は、平成22・23年度と比べると医療費等の増加が見込まれることから、次のとおり改定されます。

- ◆保険料率(平成22・23年度→平成24・25年度)
- ▽所得割率(所得に応じて負担していただく分を算定する際の率) 7.12%→7.52%
- ▽均等割額(加入者が公平に負担していただく分) 3万8,400円→3万9,500円
- ▽賦課限度額(年間保険料の最高額) 50万円→55万円

保険料率の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

# 介護保険料が変わります

お問い合わせ先 健康福祉課 福祉グループ TEL 662-2456

平成21年度～23年度(第4期)  
 介護保険料基準額(第4段階)  
**年額 42,000円**  
 (月額 3,500円)

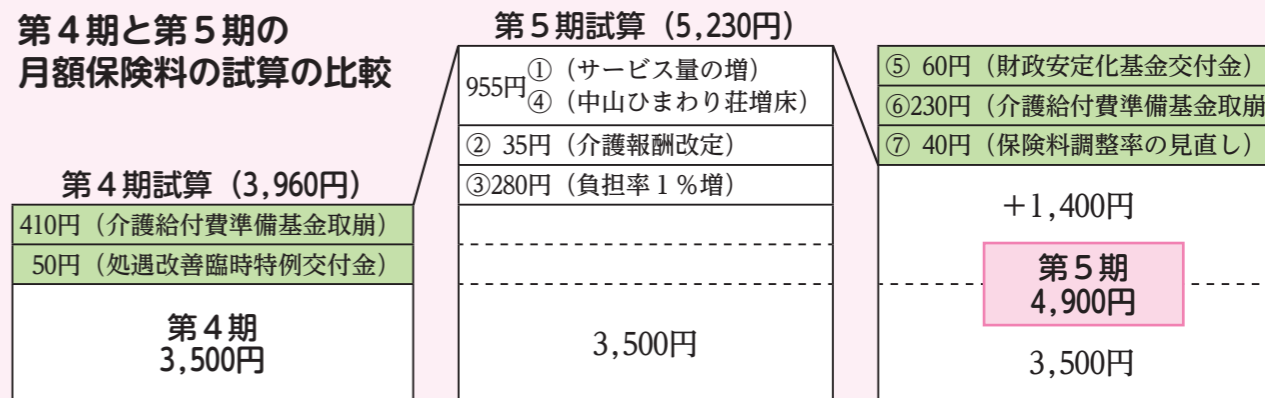
平成24年度～26年度(第5期)  
 介護保険料基準額(第4段階)  
**年額 58,800円**  
 (月額 4,900円)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、相互の支え合いの中で介護保険事業を円滑に推進するために、3年ごとに策定される介護保険事業計画に定める介護給付費等対象サービスの見込量等から算出されます。

平成24年度から26年度までの介護保険料は、高齢者(65歳以上)人口の増加や要介護等認定者数の増加による下図①サービス量の増に加え、②介護職員の処遇改善等の介護報酬の1.2%の引き上げや③第1号被保険者の給付費等に対する負担割合が20%から21%に引き上げられたこと、また④今年度に特別養護老人ホーム中山ひまわり荘において30床を増やすことなどにより、介護給付費等対象サービス量が大幅に増える見込となっていることから大幅に引き上げられることとなります。

このようなことから、できるだけ介護保険料の上昇を抑制するため、⑤県から交付される財政安定化基金交付金や⑥町で設置している介護給付費準備基金の一部取崩、⑦保険料調整率の一部見直しにより、平成24年度から平成26年度介護保険料の基準額は58,800円(月額：4,900円)になりました。

#### 第4期と第5期の月額保険料の試算の比較



第4期の保険料の試算では3,960円となりましたが、介護給付費準備基金の取崩と国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、3,500円に引き下げられました。第5期の試算では、第1号被保険者の負担率の増や介護報酬の改定、サービス量の増加に伴い第4期より1,270円多い5,230円となったところですが、介護給付費準備基金の取崩と県から交付される財政安定化基金交付金などにより330円引き下げられ月額4,900円となったところです。

介護給付費準備基金の取崩については、前回の残高が7,766万円ありましたが、今回は3,933万円しかないため、取崩による引き下げは230円となっています。

